

昭和二十八年法律第二百四十五号

私立学校教職員共済法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）	第三章 削除
第二章 共済運営委員会（第十二条・第十三条）	第四章 加入者（第十四条—第十七条）
第三章 削除	第五章 給付及び福祉事業
第四節 削除（第二十条—第二十五条）	第六章 費用の負担（第二十七条—第三十五条）
第五節 福祉事業（第二十六条）	第七章 共済審査会（第三十六条—第三十八条）
第六章 費用の負担（第二十七条—第三十五条）	第八章 高齢の教職員等に係る特例（第三十九条—第四十四条）
第七章 共済審査会（第三十六条—第三十八条）	第九章 雜則（第四十五条—第四十九条）
第八章 高齢の教職員等に係る特例（第三十九条—第四十四条）	第十章 罰則（第五十条—第五十五条）
第九章 雜則（第四十五条—第四十九条）	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、私立学校教職員の相互扶助事業として、私立学校教職員の病気、負傷、出産、休業、灾害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付及び福祉事業を行う共済制度（以下「私立学校教職員共済制度」という。）を設け、私立学校教職員の福利厚生を図り、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。

（管掌）

第二条 私立学校教職員共済制度は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が、管掌する。

第三条 削除

（共済規程）

第四条 事業団は、共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 共済運営委員会に関する事項
- 二 加入者に関する事項
- 三 共済業務（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）第十八条第二項に規定する共済業務をいう。以下同じ。）及びその執行に関する事項
- 四 掛金に関する事項
- 五 共済審査会に関する事項
- 六 共済業務に係る資産の管理その他財務に関する事項
- 七 共済業務に係る会計に関する事項
- 八 その他共済業務に関する重要事項
- 九 共済規程の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五条 この法律に基づく給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

（戸籍書類の無料証明）

第六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、事業団又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところによ

り、加入者、加入者であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第二章 削除

（共済運営委員会）

第十二条 共済業務の適正なる運営を図るため、事業団に共済運営委員会を置く。

2 共済運営委員会の委員は、二十人以内とし、加入者、加入者を使用する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二条に定める学校法人又は同法第百五十二条第五項の法人の役員及び共済業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が委嘱する。

3 文部科学大臣は、前項の規定により委員を委嘱する場合においては、一部の者の利益に偏ることのないよう、相当の注意を払わなければならない。

4 第二項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第二項の委員は、再任されることができる。

（共済運営委員会の職務）

第十三条 次に掲げる事項については、事業団の理事長（以下単に「理事長」という。）は、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聽かなければならぬ。

一 共済規程の変更

二 共済運営規則（事業団法第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）の変更

三 共済業務に係る毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画

四 共済業務に係る重要な財産の処分又は重大な義務の負担

五 共済業務に係る訴訟又は審査請求の提起及び和解

六 その他共済業務に関する重要な事項で共済規程で定めるもの

前項に規定する事項のほか、共済運営委員会は、共済業務に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

第四章 加入者

（加入者）

第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第百五十二条第五項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

一 船員保険の被保険者

二 専任でない者又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるもの

三 前二号に掲げる者のほか、一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者

四 前項の規定により加入者とされた者が次に掲げる事由に該当することとなつたときは、同項及び第十六条の規定にかかるわざ、その該当する間、その者を加入者とする。

五 公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱いを受けるとき（その取扱いの期間中、学校法人等から報酬を受ける場合に限る。）。

六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第

七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をするとき。

三 前二号に規定するもののほか、学校法人等から報酬を受けず、又は常時勤務に服しない場合であつて政令で定めるもの

（加入者の資格の取得）

第十五条 教職員等は、その教職員等となつた日から、加入者の資格を取得する。

（加入者の資格の喪失）

第十六条 加入者は、次に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日（第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の

被保険者の資格を取得したときは、その日）から加入者の資格を喪失する。ただし、第二号若しくは第四号に掲げる事由に該当するに至つた日若しくはその翌日又は第三号に掲げる事由に該当するに至つた日に更に教職員等となつたときは、この限りでない。

一 死亡したとき。

二 退職したとき。

三 第十四条第一項各号に掲げる者となつたとき。

四 その使用される学校法人等が解散したとき。
(加入者期間)

第十七条 加入者である期間（以下「加入者期間」という。）は、加入者の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の属する月の前月をもつて終わるものとする。

2 加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として加入者期間を計算する。ただし、その月に更に加入者の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合の組合員、厚生年金保険の被保険者（加入者及び他の法律に基づく共済組合の組合員たる被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない。

3 加入者の資格を喪失した後再び加入者の資格を取得したときは、前後の加入者期間を合算する。

第五章 給付及び福祉事業

第一節 削除

第十八条及び第十九条 削除

第二節 給付

(給付)

第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護費及び移送費	二 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費
三 家族出産費	四 出産費
五 家族埋葬料	六 家族埋葬料
七 休業手当金	八 傷病手当金
九 高額療養費及び高額介護合算療養費	十 出産費
十一 用慰金	十二 家族弔慰金
十三 災害見舞金	一 職務障害年金
二 退職年金	三 職務遺族年金

2 この法律による退職等年金給付は、次のとおりとする。

3 事業団は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

(報酬及び賞与の範囲)

第二十一条 この法律において「報酬」とは、勤務の対償として受ける給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるものという。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるもの不含まない。

2 この法律において「賞与」とは、前項に規定する給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるもので、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

3 報酬又は賞与の一部が金銭以外のものである場合においては、その価額は、その地方の時価により、理事長が定める。

(標準報酬月額)

第二十二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬月額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上二〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上一五五、〇〇〇円未満
第十級	一六〇、〇〇〇円	一五六、〇〇〇円以上一六五、〇〇〇円未満
第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上一七五、〇〇〇円未満
第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上一八五、〇〇〇円未満
第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上一九五、〇〇〇円未満
第十四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上二〇〇、〇〇〇円未満
第十五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上二三〇、〇〇〇円未満
第十六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上二五〇、〇〇〇円未満
第十七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上二七〇、〇〇〇円未満
第十八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上二九〇、〇〇〇円未満
第十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上三一〇、〇〇〇円未満
第二十級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上三三〇、〇〇〇円未満
第二十一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上三五〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上三七〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上三九五、〇〇〇円未満
第二十四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上四二五、〇〇〇円未満
第二十五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上四五五、〇〇〇円未満
第二十六級	四五〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上四八五、〇〇〇円未満
第二十七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上五一五、〇〇〇円未満
第二十八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上五四五、〇〇〇円未満
第二十九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上五七五、〇〇〇円未満
第三十級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上六〇五、〇〇〇円未満
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上六〇五、〇〇〇円未満

2 短期給付等事務（短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）の規定によ

る流行初期医療確保拠出金等並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。)に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一一七、〇〇〇円以上一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上一二三〇、〇〇〇円未満
第十級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上一三八、〇〇〇円未満
第十一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上一四六、〇〇〇円未満
第十二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上一五五、〇〇〇円未満
第十三級	一六〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上一六五、〇〇〇円未満
第十四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上一七五、〇〇〇円未満
第十五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上一八五、〇〇〇円未満
第十六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上一九五、〇〇〇円未満
第十七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上二一〇、〇〇〇円未満
第十八級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上二三〇、〇〇〇円未満
第十九級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上二五〇、〇〇〇円未満
第二十級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上二七〇、〇〇〇円未満
第二十一級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上二九〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上三一〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上三三〇、〇〇〇円未満
第二十四級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上三五〇、〇〇〇円未満
第二十五級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上三七〇、〇〇〇円未満
第二十六級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上三九五、〇〇〇円未満
第二十七級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上四二五、〇〇〇円未満
第二十八級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上四五五、〇〇〇円未満
第二十九級	四五〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上四八五、〇〇〇円未満
第三十級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上五一五、〇〇〇円未満
第三十二級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上五四五、〇〇〇円未満
第三十一級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上五七五、〇〇〇円未満
第三十五級	六五〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上六三五、〇〇〇円未満
第三十六級	六八〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上六六五、〇〇〇円未満
第三十七級	七一〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上六九五、〇〇〇円未満
第三十八級	七五〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上七三〇、〇〇〇円未満
第三十九級	七九〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上七七〇、〇〇〇円未満
第四十級	八三〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上八一〇、〇〇〇円未満
第四十一級	八五五、〇〇〇円以上九〇五、〇〇〇円未満	八一〇、〇〇〇円以上八五五、〇〇〇円未満
第八級	一一〇、〇〇〇円以上一〇一、〇〇〇円未満	一一七五、〇〇〇円以上一、二三五、〇〇〇円未満
第十九級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上一、二九五、〇〇〇円未満
第四十九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上一、三五五、〇〇〇円未満
第五十級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上

3 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)第四十条第三項の規定による標準報酬の等級の改定を行なうことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級を加える改定を行うことができる。同条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び同条第三項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

4 退職等年金給付の額の算定及び退職等年金給付に係る掛金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法第四十条第四項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第一項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第四項の規定による標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

5 事業団は、加入者が毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前三月間(その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日(文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。)未満である月があるときは、その月を除く。)を受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を定める。

6 前項の規定によつて定められた標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

7 第五項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を取得した者並びに第十一項又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第十五項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額が改定される加入者については、その年に限り適用しない。

8 事業団は、加入者の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在により標準報酬月額を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、その報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を報酬月額とする。

9 前項の規定によつて定められた標準報酬月額は、加入者の資格を取得した月からその年の八月(六月一日から十二月三十一日までの間に加入者の資格を取得した者については、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

10 事業団は、加入者が現に使用される学校法人等において継続した三月間(各月とも、報酬の支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、文部科学省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬月額を改定するものとする。

11 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月(七月から十二月までのいづれかの月から改定されたものについては、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

第七十九条の三第二項	第七十九条の三第三項	同号の退職をした	規定する退職をした	その解雇された	より解雇された	分限免職の事由に相当する事由に	
国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号の退職をした	国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八条第四号に掲げる	規定期間免職の事由に相当する事由に	規定期間免職の事由に相当する事由に	より解雇された	より解雇された	分限免職の事由に相当する事由に	
第七十九条の三第六項	第七十九条の三第三項	同号の退職をした	規定する退職をした	その解雇された	より解雇された	分限免職の事由に相当する事由に	
第七十九条の三第六項前各項	第七十九条の三第六項	退職	請求（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。）	解雇	その解雇された	分限免職の事由に相当する事由に	
第七十九条の四第一項第一号	第七十九条の四第一項第一号	規定（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。）	規定期間免職の事由に相当する事由に	規定期間免職の事由に相当する事由に	規定期間免職の事由に相当する事由に	規定期間免職の事由に相当する事由に	
第八十三条第四項及	第八十三条第四項	給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）	給付算定基礎額	給付算定基礎額	給付算定基礎額	給付算定基礎額	
第八十四条第一項及び第二項	第八十四条第一項及び第二項	基準公務傷病その他公務傷病	基準公務障害	基準職務傷病	基準職務傷病	基準職務傷病	
第八十五条第二項及び第八十七条第二項	第八十五条第二項及び第八十七条第二項	終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）	終身退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
第九十条第一項及び第二項	第九十条第一項及び第二項	公務障害年金	公務障害年金	公務障害年金	公務障害年金	公務障害年金	
第九十三条第三項	第九十三条第三項	組合員若しくは組合員であつた者	組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当するこ	加入者若しくは加入者であつた者	加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された	加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された	

附則第十二条第五項	附則第十二条第四項	附則第十二条第三項	附則第十二条第二項	附則第十二条第一項	五項第四号	第一百二十六条の五第 二項	第一百二十六条の五第 一項	第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部の返納を命ずる处分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けて了とする处分若しくは同法第十五条第一項
標準報酬の月額に	特例退職組合員の標準報酬の月額は、第四十条	地方の組合二以上の組合員、私立学校教職員共済法第二十二条	組合員、私学共済制度の加入者を含む	組合員（地方の組合）	組合員（他の法律に基づく共済組合）	公務障害年金及び国の負担金（	公務障害年金	とにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないことをとするとする处分若しくは同法第十五条第一項
標準報酬の月額に	特例退職組合員の標準報酬の月額は、第四十条	地方の組合二以上の組合員、私立学校教職員共済法第二十二条	組合員、私学共済制度の加入者を含む	組合員（他の法律に基づく共済組合）	組合員（他の法律に基づく共済組合）	公務障害年金及び国の負担金（	公務障害年金	第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部の返納を命ずる处分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けて了とする处分若しくは同法第十五条第一項
標準報酬の月額に	特例退職組合員の標準報酬の月額は、第四十条	地方の組合二以上の組合員、私立学校教職員共済法第二十二条	組合員、私学共済制度の加入者を含む	組合員（他の法律に基づく共済組合）	組合員（他の法律に基づく共済組合）	公務障害年金及び国の負担金（	公務障害年金	とにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないことをとするとする处分若しくは同法第十五条第一項

- 一 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月と
が異なる場合、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌
日が属する月の前月までの月
- 二 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月と
が同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところに
より計算した日数が十四日以上である場合 当該月
- 三 育児休業等をしている加入者（第五項の規定の適用を受けている加入者を除く。）を使用する
学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかるとおり当該学
校法人等が負担すべきもの（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月
額に係る掛金等に限る。）を免除する。
- 4 加入者が連續する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として文部科学省令
で定める場合を含む。）における前一項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等と
みなす。
- 5 産前産後休業をしている加入者（第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合
法第一百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。）が事業団に申出をしたときは、
第一項の規定にかかるとおり当該加入者が負担すべき掛金等が
終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者が負担すべき掛金等
を免除する。
- 6 産前産後休業をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の
規定にかかるとおり当該加入者が負担すべき掛金等が
終了する日の翌日の属する月からその産前産後休業が終了する
該学校法人等が負担すべきものを免除する。
(掛け金等の納付義務及び報酬からの控除等)
- 7 産前産後休業をしている加入者を使用する学校法人等は、自己及びその使用する加入者の負担すべき毎月の掛け金等を、翌月末日
までに事業団に納付する義務を負う。
- 2 学校法人等は、加入者の報酬を支給するときは、その報酬から当該加入者が負担すべき当該報
酬に係る月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛け金等（加入者
が当該報酬に係る月の翌月の初日からその資格を喪失する場合においては、当該報酬に係る月の
前月及びその月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛け金等）に相当す
る金額を控除することができる。
- 3 学校法人等は、加入者の賞与を支給するときは、その賞与から当該加入者が負担すべき当該賞
与に係る月の標準賞与額及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛け金等に相当する金額を控
除することができる。
- 4 学校法人等は、加入者が事業団に対し支払うべき第二十六条第一項第五号の貸付金の返還の
債務がある場合において、事業団から求められたときは、当該加入者に支給すべき報酬、賞与又
は退職手当からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を加入者に代わり事業団に支
払わなければならない。
(掛け金等の繰上徵収)
- 第二十九条の二 掛け金等は、次に掲げる場合においては、納期前であつても、全て徵収することが
できる。
- 一 学校法人等が、次のいずれかに該当する場合
- 二 国税 地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。
- 三 競売の開始があつたとき。
- 四 強制執行を受けるとき。
- 八 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 学校法人等が、解散をした場合

- 三 加入者の勤務する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校が、廃止された場合
(督促及び延滞金の徵収)
- 第三十条 掛け金等を滞納した学校法人等に対しては、事業団は、期限を指定して、これを督促しな
ければならない。ただし、前条の規定により掛け金等を徵収するときは、この限りでない。
- 1 前項の規定によつて督促をしようとするときは、事業団は、学校法人等に対して督促状を発す
る。この場合において、督促状により指定すべき期限は、前条各号のいずれかに該当する場合を
除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。
- 2 前項の規定によつて督促をしたときは、事業団は、掛け金等の額に、納期限の翌日から掛け金等の
完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六・八・一・二・三・四・五・六・七・八・九・十
翌日から三月を経過するまでの期間については、年七・三・二・一・零・九・八・七・六・五・四・三・二・一・零・九
延滞金を徵収する。ただし、掛け金等の額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない
事情があると認められる場合は、この限りではない。
- 3 前項の場合において、掛け金等の額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期
間に係る延滞金の計算の基礎となる掛け金等は、その納付があつた掛け金等の額を控除した金額によ
る。
- 4 前項の場合において、掛け金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨
てる。
- 5 延滞金を計算するに当たり、掛け金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨
てる。
- 6 督促状に指定した期限までに掛け金等を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額
が十円未満のときは、延滞金は、徵収しない。
- 7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(滞納処分)
- 第三十一条 前条の規定による督促又は第二十九条の二各号（第一号ハを除く。）のいずれかに該
当したことにより納期を繰り上げてする掛け金等の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の
期限までに掛け金等を完納しないときは、事業団は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又
は学校法人等若しくはその財産のある市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二
条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区とする。第三項において同じ。）に対して、
その処分を請求することができる。
- 2 事業団は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、文部科学大臣
の認可を受けなければならぬ。
- 3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて
これを処分することができる。この場合においては、事業団は、徵収金額の百分の四に相当する
金額を当該市町村に交付しなければならない。
(先取特権の順位)
- 第三十二条 掛け金等その他この法律の規定による徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次
ぐものとする。
(徵収に関する通則)
- 第三十三条 掛け金等その他この法律の規定による徵収金は、この法律に別段の規定があるものを除
き、國稅徵収の例により徵収する。
(時効)
- 第三十四条 掛け金その他この法律の規定による徵収金を徵収し、又はその還付を受ける権利は、こ
れらを行ふことができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
- 2 前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することが
できないものとする。
- 3 事業団が行う掛け金等その他この法律の規定による徵収金の督促は、時効の更新の効力を有す
る。
(出産育児交付金)
- 第三十四条の二 出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第二十五条において準用する国家公
務員共済組合法第六十一条第一項（第二十五条において準用する同法第六十一条第二項において

準用する場合を含む。)及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。)の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金が事業団に対し交付する出産育児交付金をもつて充てる。
第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国及び都道府県の補助)

- 第三十五条 国は、毎年度、事業団が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により当該事業年度において納付する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する金額を補助する。
2 国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、事業団に交付しなければならない。
3 国は、予算の範囲内において、事業団の共済業務に係る事務及び特定健診検査等の実施に要する費用を補助することができる。
4 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団の共済業務に要する経費について補助することができる。

第七章 共済審査会

(審査請求)

- 第三十六条 加入者の資格若しくは給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項(第一号及び第二号を除く。)に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等の他による法律及び厚生年金保険法の規定による徴収、加入者期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査又は第三十一条の規定による処分に対し異議のある者は、共済審査会に対し、文書又は口頭をもって審査請求をすることができる。

- 2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。
3 共済審査会は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十九号)第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

(共済審査会)

- 第三十七条 共済審査会は、事業団に置き、前条第一項の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。
2 共済審査会は、委員九人をもつて組織する。
3 前項の委員は、加入者を代表する者、学校法人等を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、文部科学大臣が委嘱する。
4 第十二条第四項及び第五項の規定は、前項の委員について準用する。

(国家公務員共済組合法の準用)

- 第三十八条 前二条に規定するもののほか、共済審査会については、国家公務員共済組合法第二百三十三条第三項、第二百四条第六項及び第七項並びに第二百五条から第二百七条までの規定を準用する。この場合において、同法第二百五条第一項中「組合員」とあるのは「加入者」と、「国」とあるのは「学校法人等」と、同法第二百六条中「当該審査請求に係る組合(審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会)」であるのは「事業団」と、同法第二百七条中「この章」とあるのは「私立学校教職員共済法第七章」と読み替えるものとする。

第八章 高齢の教職員等に係る特例

(短期給付に関する規定の適用の特例)

- 第三十九条 この法律の短期給付に関する規定は、教職員等のうち、後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第五十条の規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十二条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの(第三項において「後期高齢者医療の被保険者等」という。)に該当するものには、適用しない。

2 この法律の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者が前項の規定によりその適用を受けないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前一日に退職したものとみなす。
3 第一項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない者が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に教職員等となつたものとみなす。

(掛金率の特例)

第四十条 前条第一項の規定により短期給付に関する規定を適用しないこととされた加入者の掛け金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定めること。

(退職等年金給付に関する規定の適用の特例)

第四十一条 七十歳以上の教職員等に対するこの法律の退職等年金給付に関する規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
1 七十歳に達した日の前日において加入者であつた者で七十歳に達した日以後引き続き加入者であるもの、七十歳に達した日の前日に退職したものとみなす。
2 七十歳に達した日以後に加入者となつた者、加入者でないものとみなす。

(掛け金率の特例)

第四十二条 前条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したものは加入者でないものとみなされた加入者の掛け金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

第四十三条及び第四十四条 削除

第九章 雜則

(加入者等記号・番号等の利用制限等)

- 第四十五条 文部科学大臣、事業団、保険医療機関等(第二百五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等をいう。第四十七条の四において同じ。)、指定訪問看護事業者(第二百五条において準用する同法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。)その他の短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等(保険者番号(文部科学大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。)及び加入者等記号・番号(事業団が加入者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、加入者又は被扶養者とに定めるものをいう。)をいう。以下この条において同じ。)を利用する者として文部科学省令で定める者(以下この条において「文部科学大臣等」という。)は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。
2 文部科学大臣等以外の者は、短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として文部科学省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。
3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

- 1 文部科学大臣等が、第一項に規定する場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。
2 文部科学大臣等以外の者が、前項に規定する文部科学省令で定める場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

(その者以外の者に係る加入者等記号・番号等の記録されたデータベース（電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）である。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 文部科学大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 文部科学大臣等以外の者が、第二項に規定する文部科学省令で定める場合に、提供データベ

ースを構成するとき。

（資料の提供）

第四十七条の二 事業団は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一 第二十条第一項に規定する短期給付のうち文部科学省令で定めるものの支給に関する事務

二 第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事務の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者若しくは加入者であつた者又はこれらの被扶養者（次号において「加入者等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三 第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事務の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

（関係者の連携及び協力）

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託）

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、加入者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る加入者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）を、受給者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付（これに相当する給付として政令で定めたものを含む。）の支給状況につき、厚生労働大臣又は他の法律に基づく共済組合に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 文部科学大臣は、前二項の規定に違反する行為を行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対する行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告の請求及び検査）

第四十六条 文部科学大臣は、事業団の療養に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るために必要があると認めるときは、当該給付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者があつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険薬局について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 文部科学大臣は、事業団の訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十八条第二項に規定する訪問看護事業所をいう。以下この項において同じ。）の看護師その他の従業者であつた者に対し、その行つた訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に関して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について、当該指定訪問看護事業者の同意を得て、実地に帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 保険医療機関若しくは保険薬局若しくはその管理者又は指定訪問看護事業者が、正当な理由がない、前二項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定の同意を拒んだときは、文部科学大臣は、事業団に対して当該保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者に対する費用の支払を一時差し止めるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認められるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第四項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（事業団の報告徵取等）

2 事業団は、文部科学省令で定めるところにより、加入者を使用する学校法人等に、その使用する加入者の異動、報酬等に關し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他共済業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

第四十七条 事業団は、文部科学省令で定めるところにより、加入者又はこの法律若しくは厚生年金保険法により給付を受けるべき者に、事業団又は学校法人等に對して共済業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

3 第四十一条 第四十九条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、文部科学省令で定める。

4 第十章 罰則

第五十条 第四条第二項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、事業団の役員を二十万円以下の過料に処する。

- 第五十一条** 第四十五条第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第五十二条** 正当な理由がなく、第四十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 第五十三条** 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 第五十四条** 第四十七条の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、又は文書の提示若しくは提出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。
- 第五十五条** 第四十七条の五の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

- 8 組合は、設立の登記をすることによつて成立する。
 （学校法人とみなされるもの）
- 10 私立の幼稚園を設置する者並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を設置する者は、学校法人とみなす。
 （恩給財団等の解散）
- 11 財団法人私学恩給財団（以下「恩給財団」という。）及び財団法人私学教職員共済会は、組合成立の日に解散し、その権利義務は、組合が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 12 前項の財団法人の解散の登記に関する必要な事項は、政令で定める。
 （厚生年金保険の被保険者の登記があつた期間）
- 13 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者に対し、この法律による給付を行う場合は、その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間（その期間の計算については、旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第二十四条から第二十五条ノ一までの規定の例による。以下同じ。）は、この法律による加入者期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による加入者となつた後の加入者期間とを合算する。
- 14 （恩給財団の加入教職員があつた期間）
 第十一項前段の規定による恩給財団の解散の際現にその加入教職員である者に対するこの法律による給付を行う場合においては、その者の恩給財団の加入教職員があつた期間（その期間の計
- 15 （加入者期間とみなされる期間の標準給与）
 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合には、その期間における毎月の旧厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給与の月額とみなし、前項の規定により恩給財団の加入教職員であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合には、その期間における標準給与の月額は、一万円であつたものとみなす。
- 16 （組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であり、かつ、恩給財団の加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、第十三項又は第十四項の規定にかかるわらず、第十三項の規定により合算されるべき厚生年金保険の被保険者であつた期間と第十四項の規定により合算されるべき恩給財団の加入教職員であつた期間のうち、いずれか長い方の期間が等しい場合には、そのうち一方の期間）のみと、その者がこの法律により加入者となつた後の加入者期間とを合算する。
- 17 （給付費の負担の特例）
 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなして退職共済年金又は遺族共済年金の給付が行われた場合において、そのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたときは、その給付に要する費用は、事業團と年金特別会計とが負担する。ただし、当該加入者を厚生年金保険の被保険者とみなし、加入者期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなした場合において、厚生年金保険法に照らし、当該給付に相当する保険給付を行ふことができないときは、この限りでない。
- 18 （前項の場合において、負担の割合その他費用の負担に関する必要な事項は、政令で定める。）
 （保険給付の調整）
 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者である者に対する厚生年金保険法による保険給付については、第十三項の規定によりその者の厚生年金保険の被保険者であつた期間が、この法律による加入者期間とみなされることに伴い相当と認められる限度において、政令で定めるところにより、調整を行うことができる。
- 19 （適用除外）
 組合成立の際現に健康保険又は厚生年金保険の被保険者である者を使用する学校法人が、その設置する私立学校（この法律による組合員となるべき当該私立学校に勤務するすべての教職員が健康保険又は厚生年金保険の被保険者でないものを除く。以下同じ。）ごとに当該私立学校に勤務する教職員（健康保険組合を組織している場合においては、当該組合の組合員たる教職員。以下同じ。）の過半数の同意を得て、組合成立の日から三十日以内に、文部大臣に対し、当該同意に係る私立学校の教職員が健康保険法による保険給付を受け、又は厚生年金保険の被保険者となるべき旨の申請をしたときは、当該申請に係る私立学校に勤務する教職員は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）第一条の規定による改正前の健康保険法第十二条第一項の規定にかかるわらず、健康保険法による保険給付を受け、又は厚生年金保険の被保険者となるべき旨の申請をしたときは、当該申請に係る私立学校に勤務する教職員は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）第一条の規定による改正前の健康保険法第十二条第一項の規定にかかるわらず、厚生年金保険の被保険者となるものとする。この場合において、健康保険法による保険給付のみを受けることとなつた者は、短期給付に関し、厚生年金保険のみの被保険者となつた者は、長期給付に関しては、それぞれこの法律による加入者でない者とみなし、健康保険法による保険給付を受け、かつ、厚生年金保険の被保険者となつた者は、第十四条の規定にかかるわらず、この法律による加入者にならないものとする。組合成立後新たに当該同意に係る私立学校に勤務することとなつた教職員についても同様とする。

算については、従前の例による。以下同じ。）は、この法律による加入者期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による加入者期間とみなす。

（加入者期間とみなされる期間の標準給与）
 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合には、その期間における毎月の旧厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給与の月額とみなし、前項の規定により恩給財団の加入教職員であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合には、その期間における標準給与の月額は、一万円であつたものとみなす。

（期間の合算に関する特例）
 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合には、その期間における毎月の旧厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給与の月額とみなし、前項の規定により恩給財団の加入教職員であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合には、その期間における標準給与の月額は、一万円であつたものとみなす。

前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、退職等年金給付に関する規定及び厚生年金保険法の規定の適用については、この法律による加入者でない者とみなす。(適用除外教職員に対するこの法律の適用)

昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付を受けることができ、かつ、同項の規定により厚生年金保険の被保険者である教職員等を使用する学校法人が、当該教職員等の過半数の同意(当該教職員等を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意)を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、当該教職員等がこの法律による組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかるわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される教職員等は、同年四月一日にこの法律による組合員となるものとする。

昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができるこの法律による組合員又は同項の規定により厚生年金保険のみの被保険者であるこの法律による組合員を使用する学校法人が、当該組合員の過半数の同意(当該組合員を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意)を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、それぞれ、当該組合員がこの法律に基づく保健給付、災害給付及び休業給付又は退職給付、障害給付及び遺族給付に関しても組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかるわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される組合員は、同年四月一日に当該申出に係る給付に關してもこの法律による組合員となるものとする。

前二項の申出をした学校法人に昭和四十九年四月一日以後に使用されることとなる教職員等に於ける任意継続加入者等に係る掛金の特例)

前二項の申出をした学校法人に昭和四十九年四月一日以後に使用されることとなる教職員等に於ける任意継続加入者等に係る掛け

前二項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合においては、第二十五条の表第百二十六条の五第二項の項下欄中「あつては介護納付金」とあるのは「及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者(介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者にあつては介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規程で定めるものに限る。)にあつては介護納付金」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「あつては介護納付金」とあるのは「及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者(介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者にあつては介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規程で定めるものに限る。)にあつては介護納付金」とあるのは「前二項及び附則第二十六項」とする。

第三十三条第三項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかるわらず、毎年の延滞税特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合)をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

(令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例)

令和六年度及び令和七年度においては、第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第二百五十二条の四及び第二百五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

附 則 (昭和二九年五月一九日法律第一一五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

附 則 (昭和三〇年六月三〇日法律第三九号) 抄

この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、この法律の施行前の期間に対応する金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお從前の例による。

附 則 (昭和三〇年八月五日法律第一三〇号) 抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度から適用する。

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二百四十七号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三一年五月二八日法律第一三七号) (施行期日)

この法律中目次の改正規定、第六条の次に一条を加える改正規定、第十二条第二項、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条及び第二十二条の改正規定、第二十五条の次に一条を加える改正規定、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十条第一項及び第二項、第三十一條第一項並びに第三十三条の改正規定、第四十八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項から附則第五項までの規定は、昭和三十二年六月一日から施行し、その他の規定は、各規定につき、同日から起算して二箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(組合員たる期間の計算に関する経過措置)

この法律による改正後の第十七条第二項の規定は、同項の改正規定の施行の日前に再び組合員たる資格を取得した者に係る給付で同日以後に給付事由が生じたものの基礎となるべき組合員たる期間の計算についても、適用する。

(標準給与に関する経過措置)

昭和三十二年六月一日前に組合員たる資格を取得して同日まで引き続き組合員たる資格を有する者の同年同月から同年九月までの各月の標準給与については、その者が同日に組合員たる資格を取得したものとみなしてこの法律による改正後の第二十二条第五項の規定を適用するものとする。

(資格喪失後の期間に係る繼續給付に関する経過措置)

昭和三十二年六月一日において現に第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項若しくは第

三項、第五十五条第五項又は第五十六条第一項後段若しくは第三項の規定により給付を受けてい
る者の当該給付については、この法律による改正後の第二十五条の二の規定は、適用しない。
(掛金徴収に関する経過措置)

5 昭和三十二年五月以前の月に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。ただし、この
法律による改正後の第三十条の規定の適用を妨げない。

附 則 (昭和三三年五月一日法律第一二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年四月二〇日法律第一四八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の施行の日から施行する。

7 第二章の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、
この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始さ
れる場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該
法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三六年六月一六日法律第一四〇号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。

2 (現組合員である者についての標準給与に関する経過措置)

この法律の施行の際に組合員である者については、この法律による改正後の私立学校教職員
共済組合法(以下「新法」という。)第二十二条第二項の規定にかかるわらず、その者がこの法律
の施行の日(以下「施行日」という。)に組合員の資格を取得したものとみなして新法第二十二
条第五項の規定を適用する。

3 新法の長期給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関する必要な事項は、次項から附則第
二十項までに定めるところによる。

(定義)

4 次項から附則第二十項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定
めるところによる。

一 旧長期組合員 この法律による改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「旧法」という。)
の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員(恩給財團における従前の例による者を含む。)を
いう。

二 恩給財團における従前の例による者 旧法附則第二十項の規定により恩給財團(旧法附則第一
項の恩給財團をいう。以下同じ。)における従前の例によることとされている者をいう。

三 長期組合員 新法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。

四 長期加入者 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」と
いう。)の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者(共済法第十四条第一項に規定する加
入者をいう。以下同じ。)をいう。

五 更新加入者 施行日の前日に旧長期組合員であった者で、施行日に長期組合員となり、引き
続き平成十年一月一日に長期加入者となり、引き続き長期加入者であるものをいう。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い)

5 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定が
あるもののほか、なお従前の例による。

(施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等)

6 前項に規定する給付のうち年金である給付並びに日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業
団」という。)が共済法附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四
号)

第七十七条第二項第一組合員期間が二十年以上である者	第七十七条第二項第一組合員期間が二十年以上である者	第七十七条第二項第一組合員期間が二十年以上である者	第七十七条第二項第一組合員期間が二十年以上である者
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年法律第百四十号」という。)附則第十項に規定する更新加入者(以下「特定更新加入者」という。)二十年未満である者(特定更新加入者を除く。)	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年法律第百四十号」という。)附則第十項に規定する更新加入者(以下「特定更新加入者」という。)二十年未満である者(特定更新加入者を除く。)	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の権利を取得した当時(退職共済年金を受けたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。)	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものに限る。)の権利を取得した当時(退職共済年金を受けたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。)
第三項において同じ。)	第三項において同じ。)	第三項において同じ。)	第三項において同じ。)

では、同条中「附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで」とあるのは、「附則第十二条の三から第十二条の六まで、附則第十二条の七の二から第十二条の八の三まで」とし、当該更新加入者が六十歳に達する前に退職（同条において準用する国家公務員共済組合法第二十五条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。）をした場合における共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」とする。

前項の更新加入者に支給する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳（その者が、同法附則別表第一の上欄に掲げる者であるとき、又は同法附則別表第二の上欄に掲げる者であり、かつ、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職をした者で政令で定めるものに該当するときは、これらの表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれこれらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

附則第十四項の更新加入者に支給する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（同法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に旧長期組合員であつた期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた加入者期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旧長期組合員であつた期間の区分に応じ、それぞれ、第一号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達した日以後その全額を支給し、第二号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達するまではその百分の七十に相当する金額（同号に定める年齢に達した日以後はその全額を支給する。

一 旧長期組合員であつた期間（恩給財團における従前の例による者であつた期間を除く。）五十
十歳

二 恩給財團における従前の例による者であつた期間 四十五歳

（更新加入者に対する長期給付に関する経過措置についての施行法の準用）

附則第十項から前項までに規定するものほか、旧法の規定による退職一時金の支給を受けた更新加入者に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金に係る支給額に相当する金額の返還については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十四条第三項及び第十五条第三項の規定を、更新加入者に係る旧法の規定による障害年金の支給の停止及び額の改定については同法第六条第二項及び第十八条の規定を、施行日以後における更新加入者の職務傷病による障害共済年金及び遺族共済年金に関する規定の適用については同法第十六条及び第十七条の規定を、更新加入者に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（再就職者に関する経過措置）

附則第十項から前項までの規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 更新加入者であつた者で、再び長期加入者となつたもの

二 旧長期組合員であつた期間を有する者で、長期加入者となつたもの（更新加入者及び前号に掲げる者を除く。）

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置）

附則第十七項（前項において準用する場合を含む。）において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定が改正された場合におけるこの附則の適用について必要な経過措置については、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例によること。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。（政令への委任）

20

附則第三項から前項までに規定するもののほか、長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和三六年一月一日法律第一八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職（同法第十六条第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至った場合をいう。以下本条及び附則第三十一条から附則第三十三条までにおいて同じ。）に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条の二において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第四十一条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項第二号に掲げる金額（その額が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その退職一時金の額）に相当する金額（以下附則第三十三条第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還したものと該退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間については、この限りでない。

第三十一条 改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三の規定は、施行日以後の退職に係る退職一時金について適用し、同日前の退職に係る退職一時金については、なお従前の例によ

21

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

（訴願等）

については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができる」とする。

ことができる」となる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三八年三月三一日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和三九年七月六日法律第一五三号）抄

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年五月二八日法律第八九号）抄

第一条 この法律は、昭和四〇年五月二八日法律第八九号）抄

附 則（昭和四〇年六月一一日法律第一三〇号）抄

第一条 この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一一日法律第一三〇号）抄

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一一日法律第一三〇号）抄

第一条 この法律は、昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十五条の規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十五条の規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）のうち、本則の規定はこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法の規定を、附則第十九項の規定は通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。）

（私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）のうち、本則の規定はこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法の規定を、附則第十九項の規定は通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。）

（私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）のうち、本則の規定はこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法の規定を、附則第十九項の規定は通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。）

（私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）のうち、本則の規定はこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法の規定を、附則第十九項の規定は通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十二条の規定によりその一部の支給が停止されている職務による遺族年金の支給についても、同様とする。

附 則（昭和四一年五月九日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和四一年七月二日法律第一一三号）

（施行期日）

この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

（施行日前に給付事由が生じた長期給付の取扱い）

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じたこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

（施行日前に給付事由が生じた年金の額の特例）

昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（次項において「法律第百四十号」という。）附則第四項第二号に規定する恩給財團における従前の例によるとするもの）を除く。）で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以後、その額を私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十九号）による改正後の法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額を基礎として、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第三十九条第二項の規定の例により計算した額とする。ただし、その計算した額が従前の年金の額より少ないと

は、従前の年金の額とする。

昭和三十七年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた法の規定による退職年金で施行日の前日においてこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以後、その額をこの法律による改正後の法律第二百四十号附則第八項及び第九項の規定により計算した額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

施行日前に給付事由が生じた障害年金又は遺族年金については、昭和四十一年十月分以後、その額を前二項に規定する退職年金の額の計算の例に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

昭和四十年四月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分から昭和四十四年九月分まで、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これら年の年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、この限りでない。

昭和四十年四月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額とする。

昭和四十五年十月一日から施行する。

（施行期日）

この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

（施行期日）

この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

（施行期日）

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

（施行期日）

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

（施行期日）

改正後の法律（以下「改正後の法」という。）第二十二条の規定は昭和四十四年十一月一日から、附則第八項の規定は同年十月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

昭和四十四年十一月一日前に組合員であった者で同日まで引き続き組合員であるものについて現は、その者が同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

改正後の法第二十二条の規定による標準給与の月額を標準とする掛け金の算定は、昭和四十四年十一月分以後の掛け金について行なうものとし、同年十月分以前の掛け金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四四年十一月一日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

（昭和四四年十一月一日前に給付事由が生じた改正前の法及び附則第三項の規定による改正前の法律第百四十号の規定による給付については、なお従前の例による。）

（長期在職組合員の退職年金等の額の最低保障）

昭和四十四年十月一日以後に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合（法律第百四十号附則第六項の規定に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

附 則（昭和四五五年五月二六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

（施行期日）

この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

（施行期日）

この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

（施行期日）

この法律は、昭和四五年十月一日から施行する。

(この法律の施行前に給付事由が生じた新法の規定による年金の額の算定に関する特例)

4 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第二条第一項に規定する新法の規定による年金の昭和四十六年一月分から同年九月分までの額の算定については、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八項第二号中「一・五八九」とあるのは「一・四六五」と、「六千四百円」とあるのは「五千九百円」とする。

(この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い)

5 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、この附則に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

附 則 (昭和四七年六月二二日法律第八三号) 抄

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済組合の規定は、同年四月一日から適用する。

2 この法律は、昭和四十七年十月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法が昭和四十七年十月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次項及び附則第四項において「改正前の法」という)第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(次項において「改正後の法」という)第二十二条第一項の規定による改正前の法第一項第一号の改正規定及び次項の規定は、同年四月一日から適用する。

3 この法律は、昭和四十七年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

4 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改定する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

5 昭和四十七年十月以後に退職した長期在職組合員の退職年金等の額の最低保障(昭和四十七年十月以後に退職した長期在職組合員の退職年金等の額の最低保障)

6 前項各号に掲げる年金で、六十五歳以上の者又は六十五歳未満の遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに関する同項の規定の適用については、同項第一号中「十一万四百円」とあるのは「十三万四千四百円」と、同項第二号中「五万五千一百円」とあるのは「六万七千二百円」とする。

7 附 則 (昭和四八年七月二四日法律第六二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

8 附 則 (昭和四八年八月一〇日法律第六九号) 抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四八年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四八年九月二一日法律第八五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇四号) 抄

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定中私立学校教職員共済組合法附則第二十一項の次に三項を加える改正規定のうち附則第二十四項に係る部分並びに附則第四項から附則第七項まで、附則第十項から附則第二十一項まで、附則第二十五項及び附則第二十六項の規定は昭和四十九年四月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。(標準給与に関する経過措置)

2 私立学校教職員共済組合が昭和四十八年十月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「改正前の法」という)第二十二条第二項の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という)第二十二条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という)第二十二条第一項の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「改正前の法」という)第二十二条第一項の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という)第二十二条第一項の規定による改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

3 この法律は、昭和四十八年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得する場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正前の法」という)第二十二条第一項の規定による改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

4 昭和四九年三月三十一日において厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という)の被保険者であつた者で改正後の法附則第二十二条第五項又は附則第二十三項の規定により同年四月一日(以下「切替日」という)に私立学校教職員共済組合法(以下「切替組合員」という)による組合員(以下「組合員」という)となつたもの(以下「切替組合員」という)の当該被保険者であつた期間(以下「厚生年金保険期間」という)は、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)以下「共済法」という)の長期給付に関する規定の適用については、加入者期間(共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ)とみなす。この場合における厚生年金保険期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。

5 切替組合員の前項の規定により加入者期間とみなされた期間は、切替日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

6 附則第四項の規定により厚生年金保険期間を加入者期間とみなす場合における私立学校教職員共済法等の一部を改定する法律(平成十二年法律第二十三号)以下この項において「平成十二年改正法」という)第二条の規定による改正前の共済法第二十三条に規定する平均標準給与月額の算定については、その期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月における平成十二年改正法第一条の規定による改正前の共済法による標準給与の月額とみなす。

7 政府は、厚生年金保険特別会計からの交付金(厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者等の取扱い)

8 附則第四項の規定により厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、当該年金たる切替組合員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者等の取扱い(厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者等の取扱い)

保険給付を受けない旨の申出をしなかつたときは、附則第四項の規定にかかるわらず、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険期間は、同項に規定する厚生年金保険期間から控除する。切替組合員のうち、昭和四十九年一月一日から切替日の前日までの間に厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者（以下「更新加入者」とする）が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、あらかじめ当該年金たる給付を受けないこととする旨の申出をしなかつたときも、同様とする。

切替組合員が前項に規定する申出をしたときは、当該切替組合員の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、切替日の前日に消滅する。

（更新加入者の長期給付に関する経過措置）

10 切替組合員で引き続き共済法の長期給付に関する規定の適用を受けるもの（以下「更新加入者」という。）につき恩給財団（共済法附則第十一項の恩給財団をいう。）における従前の例による控除すべき金額がある場合においては、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第十二項及び第十三項の規定を準用する。

11 前項に規定するもののほか、更新加入者に対する長期給付については、昭和三十六年改正法附則第十七項の規定を準用する。この場合において、同項の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（再就職者に関する経過措置）

12 前二項の規定は、更新加入者であつた者で再び加入者（共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）となつたもの及び日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第三十条の規定による改正前の附則第十項に規定する更新組合員であつた者で加入者となつたものについて準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置）

13 附則第十一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により準用される昭和三十六年改正附則第十七項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の規定が改正された場合におけるこの附則の適用について必要な経過措置に關しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。

14 更新組合員で改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金を受ける権利を有するものは、切替日に再び組合員となつたものとみなし、これらの給付の支給の停止に関する規定を適用する。

15 更新組合員で切替日前に法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を除く。（切替日の前日においてその支給を停止されていた退職年金を受ける権利を除く。）を有するものが、切替日から二箇月以内に組合に対してその支給を受けることを希望する旨を申し出た場合は、前項の規定及びこれらの給付の支給の停止に関する規定にかかるわらず、その支給を停止しない。

16 前項の申出をした者又はその遺族に対して支給する共済法の規定による長期給付については、同項に規定する退職年金、減額退職年金又は障害年金の基礎となつた期間は、加入者であつた期間に該当しないものとする。

（健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた期間に係る給付の取扱い）

17 切替日の前日に健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができるものに対する法の保健給付又は休業給付に関する規定の適用については、その者は、切替日前の健康保険法による保険給付を受けることができた者であつた期間、組合員であつたものとみなしその者が切替日の前日の経過する際現に健康保険法による保険給付を受けている場合において

ては、当該保険給付は、法に基づいて当該保険給付に相当する給付として受けたものとみなして、組合は、切替日以後に係る給付を支給する。

（健康保険組合の解散等）

18 改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定による申出がなされた場合において、これららの規定に基づいて組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該健康保険組合は、切替日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、組合が承継する。ただし、当該解散は、当該健康保険組合が二以上の学校法人に係るものである場合にあつては、当該学校法人のすべてが当該申出をしたときに限る。

（政令への委任）

19 附則第四項から前項までに規定するもののほか、これらの規定に係るこの法律の施行に關し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

（この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い）

20 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和四九年六月二七日法律第九九号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の改正規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第一百二十六条の五の規定を準用する部分に限る。）及び私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

2 私立学校教職員共済組合がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかるわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定による

3 施行日前に組合員の資格を得てして同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下の者又は二十二万円である者（給与月額が二十一万五千円未満である者を除く。）の同月の標準給与は、当該標準給与との月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 昭和四十九年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で附則第二項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

5 施行日前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改定する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）第四条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改定する法律（昭和四八年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。）附則において準用する場合を含む。）の規定による給付については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

6 改正後の法第二十三条の規定は、施行日前に給付事由が生じた年金たる給付についても、同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる平均標準給与について適用する。

7 施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる平均標準給与につき改正後の法第二十三条の規定により算定した平均標準給

与の額が改正前の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与の額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その額を改正後の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与とみなす。

8 前項の規定は、当分の間、施行日以後に給付事由が生じた長期給付（同日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死亡一時金で、同日前に退職した組合員に係るものと除く。）の算定の基礎となる平均標準給与について準用する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

9 第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項、第九項、第十一項及び第十二項の規定（附則第八項、第九項及び第十一項の規定を第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和四十九年九月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「二百九十四万円」とあるのは、「二百六十四万円」（昭和四十八年九月三十日以前に給付事由が生じた長期給付については、二百二十二万円）と読み替えるものとする。

10 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

（昭和四十九年九月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の額の最低保障）

11 施行日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

1 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であった期間が二十年（法律第百四十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金 三十一万九千六百円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 二十四万一千二百円

2 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十二万五千六百円

ロ 六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 二十四万五千二百円

3 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 八百円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 六十六万八百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八百円

4 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四条の第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

12 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四条の第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

13 （政令への委任）

1 附則第五項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則 （昭和四九年六月二七日法律第一〇〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和五〇年七月四日法律第五三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。ただし、第四条の規定は昭和五十一年一月一日から、附則第三項の規定は公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

3 私立学校教職員共済組合がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定の例による。

4 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和五十年八月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が四万八千円以下の者又は二十三万円以上である者（給与月額が二十三万五千円未満である者を除く。）の同月及び同年九月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5 施行日前に改定前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が改められ又は改定された組合員で附則第三項の規定の適用を受けないものは、昭和五十年十月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、改定後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

6 施行日前に給付事由が生じた改定前の法及び第三条の規定による改定前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改定する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改定する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。）附則において準用する場合を含む。）の規定による給付については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

7 第三条の規定による改定後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和四十九年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改定後の法律第百四十号附則第八項第一号中「三百七十二万円」とあるのは、「二百九十四万円」（昭和四九年八月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付については、二百六十四万円）と読み替えるものとする。

8 第四条の規定による改定後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年一月一日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年一月分以後適用する。この場合において、第四条の規定による改定後の法律第百四十号附則第八項第一号中「三百七十二万円」とあるのは、「三百七十二万円」（昭和四九年八月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付については、二百六十四万円、同年九月一日から昭和五十年七月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付については、二百九十四万円）と読み替えるものとする。

11 附則第六項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則 (昭和五〇年七月一日法律第五九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一日法律第六二号) 抄

(施行期日等) この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月二六日法律第三一号) 抄

(施行期日等) この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月二七日法律第三二号) 抄

(施行期日等) この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

- 3 施行日前にこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十二条第五項の規定により標準給与が定められた組合員で昭和五十一年度に同条第二項の規定の適用を受けないものは、昭和五十一年十月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。
 (端数処理に関する経過措置)
- 4 改正後の法第二十四条の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う退職給付、障害給付又は遺族給付の額の決定又は改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行うこれらの給付の額の決定又は改定については、なお従前の例による。
 (退職年金等の額に関する経過措置)
- 5 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。)附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百四号)附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百八万円」とあるのは、「三百七十二万円(昭和五十年七月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百九十四万円)」と読み替えるものとする。
 (政令への委任)
- 7 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。
 (附 則) (昭和五一年六月七日法律第六六号) 抄
 (施行期日等)
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
 (標準給与に関する経過措置)
- 2 この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二条第一項の規定、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。)附則第八項の規定、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四八年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。)附則第十一項の規定及び附則第七項の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
 (標準給与に関する経過措置)
- 3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であつた者の昭和五十二年四月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が六万四千円以下である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が六万三千円以上であるものを除く。)又は三十四万円である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が三十四万五千円未満であるものを除く。)は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の月額を改正する。
 (標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、改定する。
 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十二年九月までの各月の標準給与とする。
 (掛金に関する経過措置)
- 4 附則第三項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛け金の算定は、昭和五十二年四月分以後の掛け金について行うものとし、同年三月分以前の掛け金については、なお従前の例による。
 (掛け金に関する経過措置)
- 5 附則第八項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛け金の算定は、昭和五十二年四月分以後の掛け金について行うものとし、同年三月分以前の掛け金については、なお従前の例による。
 (掛け金に関する経過措置)
- 6 改正後の法律第百四十号附則第八項(法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。)及びこの法律による改正後の法律第百四十号附則第十一項の規定は、昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用

する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百三十二万円」とあるのは、「四百八万円（昭和五十一年六月三十日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、三百七十二万円）」と読み替えるものとする。

（政令への委任）
前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和五三年五月三一日法律第六〇号）抄

（施行期日等）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第二条第一項、第四条の六第一項、第六条第三項及び第六条の六第四項の改正規定、第二条中私立学校教職員共済組合法第十七条第二項ただし書、第二十五条及び第四十八条の二の改正規定並びに第五条、第六条、附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和五十五年一月一日から施行する。

1 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）附則第八項の規定及び附則第十項の規定は昭和五十四年四月一日から、第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第五条の規定及び第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定は昭和五十四年六月一日から適用する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）附則第八項の規定及び附則第十項の規定は昭和五十四年四月一日から、第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第五条の規定及び第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定は昭和五十五年一月一日から施行する。

3 第十二条の三から第十二条の七まで」とあるのは、「附則第十二条の三及び附則第十二条の七」とする。
（国家公務員共済組合法の準用に関する経過措置）

4 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十三年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が六万八千円以下である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が六万七千円以上であるものを除く。）又は三十六万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が三十六万五千円未満であるものを除く。）又は三十六万円である標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十三年九月までの各月の標準給与とする。
（掛金に関する経過措置）

6 附則第四項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛け金の算定は、昭和五十三年四月分以後の掛け金について行うものとし、同年三月分以前の掛け金については、なお従前の例による。（退職年金等の額に関する経過措置）

7 第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百三十二万円」と読み替えるものとする。

8 第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百五十六万円」と読み替えるものとする。

9 第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間に給付事由が生じた长期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百五十六万円」と読み替えるものとする。

10 第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間に給付事由が生じた长期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百五十六万円（昭和五十三年三月三十一日以前に給付事由が生じた长期給付にあつては、四百三十二万円）」と読み替えるものとする。

（政令への委任）
附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う长期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

（施行期日等）
（附 則（昭和五四年一二月二八日法律第七四号）抄）

1 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第二条第一項、第四条の六第一項、第六条第三項及び第六条の六第四項の改正規定、第二条中私立学校教職員共済組合法第十七条第二項ただし書、第二十五条及び第四十八条の二の改正規定並びに第五条、第六条、附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和五十五年一月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）附則第八項の規定及び附則第十項の規定は昭和五十四年四月一日から、第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第五条の規定及び第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定は昭和五十五年一月一日から適用する。

3 第十二条の三から第十二条の七まで」とあるのは、「附則第十二条の三及び附則第十二条の七」とする。
（国家公務員共済組合法の準用に関する経過措置）

4 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十四年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が六万八千円以下である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が三十八万五千円未満であるものを除く。）又は三十八万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が三十八万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

6 附則第五項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛け金（退職年金等の額に関する経過措置）

7 第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間に給付事由が生じた长期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百五十六万円」と読み替えるものとする。

8 第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間に給付事由が生じた长期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百五十六万円（昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じた长期給付にあつては、四百三十二万円）」と読み替えるものとする。

9 第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間に給付事由が生じた长期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百五十六万円（昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じた长期給付にあつては、四百三十二万円）」と読み替えるものとする。

10 第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間に給付事由が生じた长期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百五十六万円」と読み替えるものとする。

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う长期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

（附 則（昭和五五年五月三一日法律第七五号）抄）

1 この法律は、公布の日から施行する。

- | | |
|---|---|
| 3 | 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第十二条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。
（標準給与に関する経過措置） |
| 4 | この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十五年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が七万二千円以下である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が七万五百円以上であるものを除く。）又は三十九万円である標準給与（その標準給与の月額が三十九万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額を改定された場合に於ける標準給与との月額を標準として算定する。
（退職年金等の額に関する経過措置） |
| 5 | 前項の規定により改定された標準給与の月額を標準として算定する場合は、改定後の標準給与の基礎となる給与月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金（政令への委任） |
| 6 | 改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四十号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十日までの各月の標準給与とする。 |
| 7 | 前項の規定により改定された標準給与の月額を標準として算定する場合は、改定後の中の標準給与（その標準給与の月額が三十九万五千円未満であるものを除く。）は、当該改定に係る月分の掛金（政令への委任） |
| 1 | 改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四十号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十日までの各月の標準給与とする。 |
| 2 | 前項の規定により改定された標準給与の月額を標準として算定する場合は、改定後の中の標準給与（その標準給与の月額が三十九万五千円未満であるものを除く。）は、当該改定に係る月分の掛金（政令への委任） |
| 3 | この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十七年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が七万二千円である標準給与、七万六千円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が七万五千五百円以上であるものを除く。）又は四十二万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十二万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額を標準として算定する。
（退職年金等の額に関する経過措置） |
| 4 | 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十七年九月までの各月の標準給与とする。 |
| 5 | 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十六年九月までの各月の標準給与とする。 |
| 6 | 改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四十号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十六年四月一日から昭和五十七年四月三十日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年五月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「五百四万円」とあるのは、「四百九十二万円」と読み替えるものとする。
（政令への委任） |
| 7 | 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に關して必要な事項は、政令で定める。
（附則（昭和五六年六月九日法律第七三号）抄） |
| 1 | この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日等） |
| 2 | この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日等） |
| 3 | この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十七年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が七万二千円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が七万五千五百円以上であるものを除く。）又は四十二万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十二万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額を標準として算定する。
（退職年金等の額に関する経過措置） |
| 4 | 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十七年九月までの各月の標準給与とする。 |
| 5 | 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十六年九月までの各月の標準給与とする。 |
| 6 | 改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四十号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十六年四月一日から昭和五十七年四月三十日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年五月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「五百二十八万円」とあるのは、「五百二十八万円（昭和五十七年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、五百四万円）」と読み替えるものとする。
（政令への委任） |
| 7 | 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に關して必要な事項は、政令で定める。 |

附 則（昭和五七年八月一七日法律第八〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 施行日前にした行為に対する私立学校教職員共済組合法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年五月二十五日法律第四三号）
（施行期日等）

1 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十号。以下「改正後の法律第二百四十号」という。）附則第八項第二号の規定は昭和五十九年三月一日から、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定及び改正後の法律第二百四十号附則第八項第一号の規定は同年四月一日から適用する。
3 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十九年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が八万円以下である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が七万八千五百円以上であるものを除く。）又は四十四万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十四万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の月額とのみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十九年九月までの各月の標準給与とする。
5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金（退職年金等の額に関する経過措置）
6 改正後の法律第二百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二百四号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五八年四月一日から昭和五十九年二月二十九日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年三月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第二百四十号附則第八項第一号中「五百四十万円」とあるのは、「五百二十八万円」と読み替えるものとする。
7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定（同項の表に係る部分に限る。）、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定（同項の表に係る部分に限る。）、同法第五十九条の改正規定（年金保険料率に係る部分に限る。）、同法第六十条の改正規定（年金保険料率に係る部分に限る。）、同法附則第十二項及び第十三項の

改正規定、同法附則第十八項から第二十項までの改正規定並びに附則第九条から第十二条までの規定は昭和五十九年十月一日から、第一条中健康保険法附則に二条を加える改正規定、第二条中

船員保険法附則に三項を加える改正規定、第三条中国民健康保険法附則に五項を加える改正規定、附則第四十六条中国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十二条の改正規定、附則第四十八条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五十条中私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条第一項の改正規定及び同項の表の改正規定（第二百二十六条の五第二項の項に係る部分を除く。）は昭和六十年四月一日から、第二条中船員保険法第五十九条ノ三の改正規定は同年十月一日から、第一条中健康保険法第十三条第二号の改正規定及び附則第三条の規定は昭和六十一年四月一日から、第一条中健康保険法第四十三条ノ十四第一項の改正規定及び第四十四条ノ二の前に一条を加える改正規定（同法第四十四条第一項に係る部分に限る。）、第三条中国民健康保険法第五十条第一項の改正規定、同法第五十三条の改正規定（同条第九項に係る部分に限る。）及び同法第五章中第八十一一条の次に二節を加える改正規定（第八十一条の九から第八十八条の十二までに係る部分に限る。）並びに附則第六十二条（社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第十四条の改正規定に限る。）の規定は公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第六十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二十五日法律第七九号）
（施行期日等）

1 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十号。以下「改正後の法律第二百四十号」という。）附則第八項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和六十年四月から

施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が七万七千円である標準給与又は四十五万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十五万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とのみなして、改定する。
4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和六十年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金（退職年金等の額に関する経過措置）

6 改正後の法律第二百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二百四号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第二百四十号附則第八項第一号中「五百五十二万円」とあるのは、「五百四十一万円」と読み替えるものとする。

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七七号）抄

1 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定（同項の表に係る部分に限る。）、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定（同項の表に係る部分に限る。）、同法第五十九条の改正規定（年金保険料率に係る部分に限る。）、同法第六十条の改正規定（年金保険料率に係る部分に限る。）、同法附則第十二項及び第十三項の

又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新共済法」という。）若しくはこれに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

第十九条 旧共済法による組合員であつた者は新共済法による加入者（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者」という。）であつた者と、旧共済法による組合員であつた期間（次に掲げる期間を除く。）は新共済法による加入者期間（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者期間」という。）とみなす。

一 旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

二 旧共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百五号）次号において「昭和六十年国共済改正法」という。第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

三 旧共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十二条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

第二十条 附則第十七条の規定の施行の際旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員であつた者については、当該任意継続組合員となつた日から引き続き新共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者であつたものとみなして、新共済法の規定を適用する。

第二十一条 附則第十七条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた日（以下「新共済法の施行日」という。）の前日において健保法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であつた日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者（事業団の職員となつた者に限る。）に対する新共済法の施行日以後の給付に係る新共済法の短期給付に相当する規定及び新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、新共済法の施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間加入者であつたものとみなし、その者が新共済法の施行日前に健保法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、新共済法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

第二十二条 新共済法の施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者（事業団の職員となつた者に限る。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（事業団の職員である期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて同じ。）を有しない者であり、かつ、新共済法の施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（日本私学振興財団の職員であつた期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて「財団の職員であつた加入者」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対す

る新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。

2 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く加入者期間を有する者及び前項に規定する者に限る。）に対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間と

3 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間と

て準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

第二十三条 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第二十四条 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

第二十五条 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、加入者期間が四十四年以上である者とみなす。

第二十六条 新共済法の施行日前に旧共済法第三十六条第一項の規定に基づき旧共済法第三十七条第一項の規定により私立学校教職員共済組合に置かれた審査会（以下この条において「旧組合の審査会」という。）に対してされた審査請求で新共済法の施行日の前日までに裁決が行われていないものは新共済法第三十六条第一項の規定に基づき新共済法第三十七条第一項の規定により事業団に置かれる共済審査会（以下この条において「共済審査会」という。）に対してされた審査請求と、新共済法の施行日前に旧組合の審査会において行われた裁決は共済審査会において行われた裁決とみなす。

第二十七条 第七十四条（この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について）（その他の経過措置の政令への委任）
第七十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成九年六月二十四日法律第一〇三号） 抄
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第一項及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るものとみなす。

附 則 （平成九年二月二七日法律第一二四号） 抄
この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一一年三月三一日法律第二一号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中國家公務員共済組合法第十六条第二項及び第三項並びに第三十六条の改正規定、同法第五十一条第十号の二の次に一号を加える改正規定 同法第六十八条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十九条、第九十九条第三項第一号、第一百二十五条第二項、第一百二十六条第二項及び附則第十二条第七項の改正規定、第五条の規定並びに次条 附則第四条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定 公布の日

2 第一条の規定による改正後の國家公務員共済組合法（以下「法」という。）第五十一条第十号の三、第六十八条の三、第六十九条、第九十九条第三項第一号、第一百二十五条第二項、第一百二十六条第二項及び附則第十二条第七項の規定並びに附則第四条及び第十七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中私立学校教職員共済法第二十二条第一項の表の改正規定及び次条の規定 平成十二年十月一日

二 第一条中私立学校教職員共済法目次の改正規定、第二十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十四条の二第二項の改正規定、第八章及び第九章の改正規定並びに附則第二十九項の前の見出し及び同項から第三十三項までを削り、附則第三十四項から第三十六項までを五項ずつ繰り上げる改正規定、第三条及び第六条並びに附則第四条から第六条までの規定 平成十四年四月一日

三 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条及び第五条並びに附則第七条から第十条までの規定 平成十五年四月一日

四 第二条中私立学校教職員共済法第二十五条の表第七十七条第一項の項の次に一項を加える改正規定、同表第八十条第一項の項の次に一項を加える改正規定及び第二十五条の二の改正規定 平成十六年四月一日

(標準給与の月額に関する経過措置)
改定 平成十二年十月一日前に加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）の資格を取得して同日まで引き続き加入者の資格を有する者のうち、同年六月一日から同年九月三十日までの間に加入者の資格を取得した者又は私立学校教職員共済法第十二条第七項の規定により同年七月から同年九月までのいずれかの月から標準給与が変更された者であつて、同年九月の標準給与の月額が九万二千円であるもの又は五十九万円である（当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額が六十万五千円未満であるものを除く。）の標準給

与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新法」という。）第二十二条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準給与とする。

(育児休業期間中の掛金及び特別掛金の特例に関する経過措置)

第三条 平成十二年四月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（次条第一項において「旧法」という。）第二十二条第二項の規定に基づく申出をした加入者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業が終了するもの又は当該加入者を使用する学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。）に対する新法第三十四条の二第五項において準用する新法第二十八条第二項又は新法第二十八条第三項（新法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同月一日にこれららの規定に基づく申出があつたものとみなす。

(従前のみなし退職者等の取扱い等)

第四条 新法第三十九条の規定は、平成十四年四月一日前に旧法附則第二十九項の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者（次項において「従前のみなし退職者等」という。）については、同日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

2 平成十四年四月一日前に加入者の資格を取得して同日まで引き続き加入者の資格を有する従前のみなし退職者等のうち、昭和七年四月二日以後に生まれた者は、平成十四年四月一日に、私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者となるものとする。

(加入者期間の計算の特例)

第五条 前条第二項に規定する者が平成十四年四月に加入者の資格を喪失した場合（新法第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したものとみなされた場合を含む。）における私立学校教職員共済法第十七条第二項本文の規定の適用については、その者は、同月一日に長期給付に関する規定の適用を受ける加入者となるものとする。

(加入者である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置)
第六条 昭和七年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた加入者（平成十四年三月三十一日ににおいて加入者期間等（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等をいう。）が二十五年以上である者に限る。）が七十歳に達するまでの間ににおける退職共済年金又は障害共済年金の支給の停止（加入者であることをその事由とするものに限る。）については、なお従前の例による。

(標準給与の定期決定等に関する経過措置)
第七条 平成十五年四月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十二条第二項、第五项又は第七項の規定により定められ、又は変更された同年三月における標準給与は、同年八月までの各月の標準給与とする。

(特別掛金に関する経過措置)

第八条 平成十五年四月前の中の標準給与等に係る特別掛金（第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条の二第二項に規定する特別掛金をいう。）については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成一一年二月六日法律第一四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略
五 第五条、第八条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一三二号)

(施行期日) この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第七条並びに附則第三条及び第四条の規定	平成十七年四月一日
二 第三条の規定	平成十八年四月一日
三 第四条の規定	平成十八年七月一日
四 第五条及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定	平成十九年四月一日
五 第六条の規定	平成二十年四月一日

(基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置)

第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新共済法」という。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

2 国は、平成十六年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、二億五千八百六十八万七千円を補助する。

3 平成十七年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の十ーに相当する金額を加えて得た金額」とする。

4 国は、平成十七年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、十億二千八百六十八万円を補助する。

5 平成十八年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額を加えて得た金額」とする。

十五に相当する金額を加えて得た金額」とする。

6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の三において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。

（平成二十一年度から平成二十五年度までの基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例）

第二条の二 国は、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額については、平成二十一年度にあっては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあっては平成二十一年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）

第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあっては東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとし、平成二十四年度及び平成二十五年度にあっては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第四条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

第二条の三 特定期度以後の各年度において、新共済法第三十五条第一項の規定により国が補助する費用のうち前条前段の規定の例により算定した金額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

(育児休業等を終了した際の標準給与の改定に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第九項及び第十項の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第九項に規定する育児休業等（次条第二項において「育児休業等」という。）について適用する。

第四条 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十八条第二項又は第三項の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者（前項に規定する者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八条第二項又は第三項の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年三月三一日法律第二〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日法律第二〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日法律第二七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日法律第二三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任） 第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年三月三一日法律第二三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

(罰則に関する経過措置) 第三百九十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(他の経過措置) 第三百九十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第八条、第十八条及び第二十条から第二十三条まで並びに附則第七条から第九条まで、第十

三条、第十六条及び第二十四条の規定 平成二十一年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。

第二十八条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) (平成二〇年一二月一六日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) (平成二一年三月三〇日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、平成二十一一年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

一 略

二 第二条並びに附則第四条、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十九条の規定 平成二十二年四月一日

(調整規定)

第十九条 この法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律によってまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (平成二一年五月一日法律第三六号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年改正法」という)附則第五条第一項の規定によ

りなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第一百四十二条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)以下「厚生年金特例法」という)第二条第八項、平成二十

五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十条第一項において準用する場合を含む)、国民年金法第九十七条第一項(第百三十四条の二第一項において準用する場合を含む)及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の十二第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共

治法第三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第九条、船員保険法第百三十三条第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という)第二十八

条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)、第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済の法律(以下「石綿健康被害救済法」という)第三十八条第一項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十条第一項の規定による徴収金を含む)、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第四条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十条第一項に規定する特例保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第四条の三第一項に規定する團体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金(以下「保険料等」という)に係る延滞金について適用し、同日

附 則 (平成二一年六月二六日法律第六二号) 抄

前記に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

第十一條、第十五条、第二十二条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条たゞし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定（公布の日（検討））

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置）

第五十三条 この法律（附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）は、政令で定める。

（施行期日） 第五十三条 平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

（附則） 平成二十三年一二月二日法律第一一七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から三まで略

四 附則第十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百二十一号）の施行の日

（施行期日） 附則 平成二十三年一二月一四日法律第一一一号）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則） 平成二四年三月三一日法律第二四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

（附則） 平成二四年八月二二日法律第六二号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則） 附則 平成二九年八月二二日法律第六二号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則） 附則 平成二九年八月二二日法律第六二号）抄

第一条 中国民年金法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条

（附則） 附則 平成二九年八月二二日法律第六二号）抄

合法第九十九条の四の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第三十条の改正規定、第十八条の規定、第二十三条の規定並びに第二十四条中社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第二十条第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八条の規定（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税率の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（検討））

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項に「ただし書きを加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の二第一項に「ただし書きを加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十二条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び第二百四十条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第一項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条规定中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百四十四条の十二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六条第一項及び第一百四十四条の十二第二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、同法附則第十八条第一項及び第一百四十四条の十二第二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（附則第七条第一項）を「附則第九条第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十七条から五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十二条第一項及び附則第五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九项第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに附則第十六条第一項及び附则第十七条、第四十五条、第四十六条、第五十一条から第五十六条まで、第五十九条、第六十条及び第六十七条の規定（平成二十九年十月一日（検討等））

六 附則第十七条の二から第十七条の四まで及び第四十三条の二の規定 平成二十九年四月一日（検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税率の一部を改正する等の法律の趣旨にのつとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対

する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。
 (私立学校教職員共済法による改定に関する経過措置)

第四十二条 第十九条の規定による改定後の私立学校教職員共済法第二十二条第十一項及び第十二項の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第十一項に規定する産前産後休業について適用する。
 (私立学校教職員共済法による改定に関する経過措置)

第四十三条 第四号施行日前に第十九条の規定による改定後の私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業について適用する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

第四十三条の二 第五号施行日前に加入者(私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。)の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き加入者の資格を有する者(任意継続加入者(同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者をいう。)、特例退職加入者(私立学校教職員共済組合法第二十一条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職加入者をいう。)及び平成二十八年十月から標準報酬月額(私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。)を改定されるべき者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。)の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第十九条の二の規定による改定後の私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日

第二条 2 この法律による私学共済の職域加算額(第四条の規定による改定前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する改定前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額をいう。)の廃止と同時に新たに私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方にについて、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講するものとする。

(用語の定義)
第四条 この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改定前の厚生年金保険法をいう。

二 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。)第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

三 改正前国共済施行法 附則第九十七条の規定による改定前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)をいう。

四 改正前国共済組合法 第二条の規定による改定前の国家公務員共済組合法をいう。

五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下附則第四十九条までにおいて「昭和六十年国共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

六 改正前地共済法 第三条の規定による改定前の地方公務員等共済組合法をいう。

七 改正前地共済施行法 附則第一百一条の規定による改定前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)をいう。

八 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

九 改正前私学共済法 第四条の規定による改定前の私立学校教職員共済法をいう。

十 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号。附則第八条第一項において「昭和六十年私学共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。

十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であった者のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前における当該組合員であった期間(改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間を含む。)をいう。

十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であつた者の施行日前における当該組合員であつた期間(改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。)をいう。

十三 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者の施行日前における当該加入者であつた期間(改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であつた期間とみなされた期間を含む。)をいう。

(改正前国共済法等による従前の処分)
 一及び二 略

三 改正前私学共済法、旧私学共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続そ

の他の行為
 (老齢厚生年金等の額の計算等の特例)
第十一条 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

一及び二 略

三 改正前私学共済法による退職共済年金又は旧私学共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金施行日の前日において前項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額については、当該年金たる給付

付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

3 第四十二条

施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、第一項の規定にかわらず、計算の基礎とする。

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

(改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置)

第十二条

改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次条から附則第十六条までの規定を適用する場合を除き、改正前厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定であつてこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く)によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「改正前厚生年金保険法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法等の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前厚生年金保険法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(老齢厚生年金等の支給の停止に関する特例)

第十三条 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者(次条第一項及び附則第十六条に規定する者を除く。)が厚生年金保険法の被保険者(施行日前から引き続き当該被保険者たる国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。)である日(改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。次項において「被保険者である日」という。)国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(施行日前から引き続き国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(次項において「国会議員等である日」という。)又は改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する七十歳以上の使用される者(施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。)である日が属する月(施行日の属する月以後の月に限る。)において、同項に規定する総報酬月額相当額(次項、次条第二項及び附則第十五条第二項において「総報酬月額相当額」という。)と改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する基本月額(次条第二項において「基本月額」という。)との合計額から支給停止調整額(改正後厚生年金保険法第四十六条第三項に規定する支給停止調整額をいう。以下同じ。)を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十四条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者(附則第十六条に規定する者を除く。)であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十五年十月一日以前に生まれた者に限る。)であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十六条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定による改正前の厚生年金保険法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。)とあるのは、「老齢厚生年金等の額の合計額(当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加算額を合算して得た額を除く」と、「控除して得た額」とあるのは、「控除して得た額に当該老齢厚生年金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、これららの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えた場合は、当該老齢厚生年金保険法第四十六条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額(以下この項において「調整前支給停止額」という。)を控除した額の十分の一に相当する額に調整前支給停止額を合算して得た額(以下この項において「支給停止相当額」という。)を超えるときは、支給停止相当額に十二を乗じて得た額を前項の規定により読み替えた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一条に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十五条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)であるものについて、厚生年金保険法附則第十二条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは、「と老齢厚生年金等の額の合計額(附則第八条の規定による老齢厚生年金の額と被用者年金制度の元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。)と、「相当する額」とあるのは、「相当する額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えた厚生年金保険法附則第十二条の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、前項の規定により読み替えた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額をいう。)と、「相当する額」とあるのは、「相当する額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に」とするほか、同条の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から同項の規定その他の政令で定める規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額(以下この項において「調整前特例支給停止額」という。)を控除した額(以下この項において「調整前老齢厚生年金等合計額」という。)の十分の一に相当する額に調整前特例支給停止額を合算して得た額(以下この項において「特例支

給停止相当額」という。)を超えるときは、特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が調整前老齢厚生年金等合計額から三十五万円を控除した額に調整前特例支給停止額を合算して得た額(以下この項において「特定支給停止相当額」という。)を超えるときは、特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。
(障害厚生年金の支給要件の特例)

第十八条 厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について、改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付(他の法令の規定によりこれらの年金たる給付とみなされたものを含む。)のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者その他政令で定める者については、同項の規定にかかるらず、支給しない。

2 施行日前に改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者であつて旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有するもの(施行日において当該給付の受給権を有するもの及び当該給付の支給事由となつたものを改正する)のうち障害を支給事由とするもの(平成六年法律第九十八号。以下この項において「平成六年国共済改正法」という。)附則第八条第三項の規定により支給される改正前国共済法による障害厚生年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号)附則第八条第三項の規定により支給される改正前地共済法による障害共済年金又は改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成六年国共済改正法附則第八条第三項の規定により支給される改正前私学共済法による障害共済年金の受給権を有する者を除く。)が、当該給付の支給事由となつた傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級(以下この項において単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったときは、その者は、施行日(施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあっては、障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定にかかるらず、その請求をした者に同項の障害による障害等の場合における経過措置)
第十九条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が施行日前にある傷病又は初診日が施行日前にある傷病による障害(旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間中の傷病による障害に限る。)について厚生年金保険法第四十七条から第十四条の三まで及び第五十五条の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

(遺族厚生年金の支給要件の特例)

第二十条 次に掲げる年金たる給付(死亡を支給事由とするものを除く。)の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給に関し必要な経過措置は、政令で定める。

三 改正前私学共済法による年金たる給付又は旧私学共済法による年金たる給付
(老齢厚生年金に係る加給年金額等の特例)

第二十一条 施行日の前日において附則第十二条第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者(当該年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数が二百四十に満たない者に限り)であつて、施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得したものについて、厚生年金保険法第四十四条及び第六十二条の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。)、旧地方公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。)又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。以下この項において同じ。)の月数が二百四十以上等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。)又は旧地方公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。)又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。)とするほか、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他の必要な事項は、政令で定める。

第二十二条 附則第十四条及び第十五条に定めるものほか、改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者である期間を有する者に係る厚生年金保険法、旧厚生年金保険法その他の法律で政令で定めるものによる給付の額の計算及びその支給停止に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(脱退一時金の額の計算に係る経過措置)

第二十三条

3 第四号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合においては、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月(当該最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月)が平成二十四年から令和十年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかるらず、平成二十五年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率(改正前私学共済法第二十七条第三項の規定により共済規程(私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下この項及び附則第八十五条第二項において同じ。)で定める改正前私学共済法第二十七条第三項に規定する割合をいう。以下この項において同じ。)と、平成二十六年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率と、平成二十七年十月から令和八年十月までの月分にあつては附則第八十五条第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率(同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率)と、令和九年十月分及び令和十年十月分にあつてはそれぞれ厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する率(附則第八十五条第一項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率)とする。

(厚生年金保険事業に要する費用の特例)

第二十六条 附則第二十条各号に掲げる年金たる給付に要する費用のうち、厚生年金相当給付費用(厚生年金保険法による年金たる保険給付に要する費用として政令で定めるところにより計算し、費用をいう。)は、同法第二条の四第一項の規定の適用について、同法による保険給付により

する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十一条第一項の規定の適用については、同項に規定する厚生年金保険事業を要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十四条の三の規定の適用については、同条に規定するこれに相当する給付として政令で定めるものに要する費用とみなす。

(私立学校教職員共済法による標準報酬月額に関する経過措置)

第七十七条 施行日前に改正前私学共済法第二十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項の規定により定められ、又は改定された平成二十七年九月における標準給与の月額は、平成二十八年八月までの各月の標準報酬月額とする。

(改正前私学共済法による職域加算額の経過措置)

第七十八条 改正前私学共済法の退職共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十七条第二項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付及び改正前私学共済法の障害共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十二条第一項の規定により加算する同項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び第三項において「改正前支給要件規定」という。)は、旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者(施行日において改正前私学共済法による退職共済年金(改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。)又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。)について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族(次項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。)があるときは、改正前私学共済法の遺族共済年金のうち改正前私学共済法第八十九条第一項第一号及びロの規定により加算する同号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び次項において「改正前遺族支給要件規定」という。)は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他これらとの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三 前二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、改正前私学共済法第五条中「退職共済年金及び」であるのは、「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらとの規定の適用に関する経過措置(改正前私学共済法による給付)

第七十九条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の长期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらとの規定の適用に関する経過措置(日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置)

第八十条 改正前私学共済法の規定による日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収及び改定の規定により定められた平成二十七年九月における標準給与の月額は、平成二十八年八月までの各月の標準報酬月額とする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

二 及び三 略

四 第六条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条、第三条及び第四条第十一号の改正規定 この法律の公布の日、地方公務員等共済組合及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十七号)の公布の日又は私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十八号)の公布の日のうち最も遅い日(政令への委任)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則九条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(施行期日)
附 則 (平成二四年一月二六日法律第九八号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年法律第一百一号の施行の日(いずれか遅い日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(施行期日)
附 則 (平成二四年一月二六日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 (罰則に関する経過措置)

第一百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)
〔この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二十六年五月三〇日法律第四二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十六条及び第十九条の規定
二 第一条中国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十七条の十四の改正規定、第六条から第十二条までの規定、第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一条を加える改正規定及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第十七条の規定 平成二十七年一月一日

（延滞金の割合の特例等に関する経過措置）
第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金（第十五号にあっては、加算金。以下この条において同じ。）のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
一から五まで 略

六 第七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法附則第三十五項 私立学校教職員共済法

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二七年三月三一日法律第九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第十一条 附則第五条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十二条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十一条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 第二号施行日前に私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、第二号施行日まで引き続きその資格を有する者（平成二十八年四月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が百二十一万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が百二十三万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（次条において「改正後私学共済法」という。）第二十二条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定

による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年四月から同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

第三十五条 改正後私学共済法第二十三条第二項の規定は、第二号施行日の属する月以後の月に私立学校教職員共済制度の加入者が受けた賞与の標準賞与額について適用し、第二号施行日の属する月前の月に当該加入者が受けた賞与の標準賞与額については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第六十八条 この法律(附則第一号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
この法律(附則第一号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十八年一月二十四日法律第八四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二六日法律第一一四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
(検討)
二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
(検討)
二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号) 抄

1 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の一、第一百三条の三、第一百六十七条の一、第二百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月二二日法律第九号) 抄

1 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
(検討)
二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
(検討)
二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
(検討)
二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

1 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
(検討)
二 第七条の規定 平成二九年六月二日

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

1 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第一百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定、公布の日二から七まで 略

八 第四条中厚生年金保険法第六条第一項第一号及び第十二条並びに附則第四条の二の改正規定、第九条の規定、第十五条中国家公務員共済組合法第二条第一項第一号、第四十条、第七十二条、第二十二条の二及び第二十五条から第二百二十六条の二まで並びに附則第二十条の二第一项及び第二十条の六第一項の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号、第四十三条、第七十四条、第一百三十三条第一項及び第一百四十二条から第一百四十二条まで並びに附則第四十条の三の二の改正規定、第十九条中私立学校教職員共済法第二十二条第二項の改正規定、第二十三条の規定、第二十九条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第六項並びに附則第十四条、第十九条及び第二十四条の規定 令和四年十月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他の必要な事項（次項及び第四項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（改正後の私立学校教職員共済法における標準報酬月額に関する経過措置）

第二十四条 第八号施行日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者及び令和四年十月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が八万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が八万三千円以上であるものを除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第二項の規定による標準報酬月額とのみなして、第八号施行日において改定するものとする。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、令和四年十月から令和五年八月までの各月の標準報酬月額とする。

（改正後の私立学校教職員共済法における時効に関する経過措置）

第二十五条 第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第三十四条第二項の規定は、施行日以後に生ずる同項に規定する権利について適用する。

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

（受給権の保護の例外に関する経過措置）

第八十条 この法律の施行の際現に担保に供されている年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

2 附則第三十六条第一項、第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 附則第五十五条の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第二十二条の規定により附則第六十九条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項及び第六十五条第一項に規定する年金たる給付に限る。）を受ける権利については、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条第一項の規定は、なおその効力を有する。（政令への委任）

第九十七条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十二条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二条）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定

（附 則（令和三年六月一一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三

